

旭川市公立大学法人準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市を設置者とする公立大学法人の設置に当たり、教職員の選考をはじめ、大学の理念や名称などの事項について、審査、審議するため、旭川市附属機関の設置等に関する条例（平成29年旭川市条例第11号）に基づき、旭川市公立大学法人準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査、審議する。

- (1) 公立大学法人での勤務を希望する教職員の選考に関すること。
- (2) 公立大学法人の設立に係る基本事項に関すること。
- (3) その他、公立大学法人の設立に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員4人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他、市長が適当と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱日から公立大学法人の設立認可の通知を受けた日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、会議を主宰する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 第3条に掲げる委員に対する報酬等は、旭川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部(大学公立化担当)において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催する委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。